

## 浄化槽の占用許可(その2)

### 道路局路政課道路利用調整室

渡邊課長

たしか、浄化槽についても、路上広告物なんかと同じように占用許可の審査基準が必要なのではないかと、ところまで話がいったかと思うけど。

坂上係員

はい。行政手続法の規定からすると基準が必要じゃないのかと思うんです。

渡邊課長

たしかに行政手続法では、審査基準を定めなければならぬ、とされているけど、許可するかどうかを判断するための基準ができる限り具体的なものとして法令の規定で明確に定められており、「法令の定め」のみによって判断することができるとは、その判断基準が「法令の定め」に尽くされているので、審査基準を別に定める必要はないと考えられている。

また、処分の先例がないか、稀であるもの又

は当面申請が見込まれないものであって、審査基準が法令の定め以上に具体化することが困難な場合は、当面審査基準を定めることを要しないが、事例の蓄積に伴い審査基準を定め、その内容をより具体化していくことが求められるとされている。

坂上係員

坂上係員

じゃー、今回、許可基準適合性については、法令の許可基準で判断するわけですね。

渡邊課長

そうですね。それじゃ、法令で定めている許可基準をみてみようか。

坂上係員

はい。占用の許可基準は、道路法第三三条(注)に規定されていて、まず、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合という前提があつて、その他に占用の期間や場所、占用物件の構造等について道路法施行令の基準に適合す

る必要があるんですよ。

(注) 道路法第三三条第一項  
道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号の一に該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

渡邊課長

うん。いわゆる「無余地性」については、今回は、差し当たり、その家の敷地に浄化槽を設置するスペースがない場合ということではないとして、「占用の期間」(第二号)については、どう考えればいいのかな？

坂上係員

はい。占用の期間については、施行令第九条に定められています。水道、電気、ガス事業等の用に供する施設については一〇年以内ですが、浄化槽はそれ以外のものなので五年以内になります。

渡邊課長

そうですね。ところで、占用期間が一〇年以内とされる占用物件についての許可の取扱いは、道路法上どのように定められているか知っていますか？

坂上係員

はい。道路法第三六条第一項に規定されてい

るものや石油パイプライン事業用導管のように  
道路法以外の法律で特別の定めがあるものにつ  
いては、道路占用許可申請があった場合、それ  
が施行令で定める一定の基準に適合するとき  
は、道路管理者は許可を与えなければならない  
とされています。

あ、そういえば、こういうものは、「義務占  
用物件」っていうんですね。

渡邊課長

じゃー、話がちよつとずれたついでに、どう  
して義務占用物件には占用の特例があるのか  
な？

坂上係員

義務占用物件とされている水管、下水道管、  
ガス管、電線・電柱等は、ライフラインとして  
の性格を有し、国民の生活に密接な必要不可欠  
なものとして、公益性が高いと考えられるから  
です。

渡邊課長

うん。では、浄化槽の「占用の場所」(第三  
号)はどうだろうか？

坂上係員

浄化槽は、通常、道路の地下に設けるわけだ  
から、一般的な地下の占用の場所に関する規定  
(施行令第一〇条第三項)や同じ五号物件であ  
る地下通路の占用の場所に関する規定(施行規

則第四条の四の三第一項)を参考にすると、

○路面をしばしば掘削することのないよう計  
画され、かつ、他の占用物件と錯さうする  
おそれがないこと。

○電線、水管、下水道管、ガス管等の上部に  
設けないこと。

ということに注意しなければならないようです  
ね。

渡邊課長

「工作物、物件又は施設の構造」(第四号)  
についてはどうか？

坂上係員

地下に設ける占用物件の構造については、施  
行令第一四条第二項に適合すればいいわけだか  
ら、堅固で耐久力を有するとともに、道路等の  
構造に支障を及ぼさず、車道に設ける場合は道  
路の強度に影響を与えないことが必要ですね。

渡邊課長

うん。建物敷地と違って、道路には様々な車  
の通行が見込まれるわけだから、自動車の荷重  
等に対して安全なように浄化槽の強度を確保す  
るかそれ相応の防護措置を講じさせる必要があ  
るだろう。浄化槽の取扱い事業者から強度等に  
ついて確認しておけば、一応は足りるんじゃない  
かな？

おっと、もうこんな時間だ。今日は給料日だ

し、どうだい、食事でも？

坂上係員

課長、それってセクハラになるんじゃないで  
すか。

と、いうのは冗談で、すでに約束が入ってい  
るので、今日は残念ですけど・・・。

渡邊課長

・・・

(続く)